

○（官公庁と取引がある事業者の方へ）官公庁のインボイス対応

官公庁が民間事業者の方と取引を行う場合、基本的には次のようなインボイス対応を行っています。



官公庁(一般会計や特別会計)が用いる登録番号を教えてください。



官公庁が用いる登録番号は次のとおりです。なお、インボイス制度開始前に既に契約書等を締結している場合、取引先の官公庁から登録番号のお知らせが送付されてくる場合があります。

	一般会計	特別会計
国	財務省の登録番号 T8000012050001	会計ごとに登録申請し、 付番された番号
地方公共団体	各自治体ごとに登録申請し、 付番された番号	

不明な場合には官公庁担当者に確認しましょう。

※ 詳しくは、総務省QAの[問5](#)を参照ください。



官公庁(一般会計)と取引していますが、官公庁においてインボイスが必要となることはありますか？

官公庁(一般会計)は消費税申告が不要なため、事業者に対しインボイスの交付を求めることは、基本的にありません。



- 一般会計は、消費税の申告義務がありません。そのため、一般会計が買手となる場合、取引先にインボイスの交付を求める必要はなく保存も不要となります。ただし、取引先との関係等も考慮し、一律にインボイスを受領するといった対応を行っている場合もあります。

(参考) 特別会計が、仕入税額控除を受けるためには、インボイスを受領し保存する必要があるため、取引の相手方が官公庁(特別会計)である場合、その交付を求められることがあります。

一般会計 (買手)

民間事業者 (売手)

インボイスの交付を
求める必要はない。
(インボイス不要)



物品購入



インボイスを求められない場合でも交付することは問題ありません。

※ 詳しくは、総務省QAの[問21](#)を参照ください。

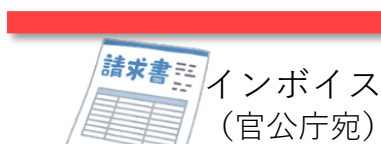
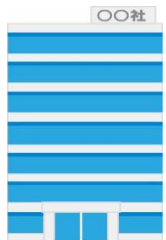
○（官公庁と取引がある事業者の方へ）官公庁のインボイス対応

官公庁の敷地内で食堂を経営しており、電気代は官公庁に立替払いしてもらっていますが、仕入税額控除するためにはどうすれば良いですか？

この場合、官公庁から交付される「立替金精算書」を保存することで仕入税額控除が可能です。

- 電力会社から受領した宛名が“官公庁名”のインボイスを民間事業者にもそのまま交付しても民間事業者は控除できないため、官公庁は「立替金精算書」を作成し、民間事業者の仕入れであることを明確にする必要があります。
- なお、一定の場合、民間事業者は「立替金精算書」のみの保存で仕入税額控除を行うことも認められます。

電力会社



官公庁



官公庁で保存

立替金精算書を作成し各事業者へ交付

原則、インボイスのコピーを併せて交付する必要があるが、対応困難であれば立替金精算書のみでの交付でも可

民間事業者
(経費負担者)



消費税額は、以下のいずれかの方法により算出。

- ① 合計金額を税率で割り戻して算出し、端数処理する。
- ② 各料金ごとに税率で割り戻して算出した上で端数処理し、それらを合計する。

本精算書の保存をもって仕入税額控除の適用が可能である点 (=売手がインボイス発行事業者である点)を表示

※ 詳しくは、総務省QAの[問26](#)や[問27](#)、
国税庁QAの[問94](#)を参照ください。

立替金精算書の記載イメージ

株式会社 ×× 御中 立替金精算書 ○○省□□課			
		発行日 20XX.11.30	
内容	金額(税込)	消費税(10%)	備考
電気料金	1,100円	100円	20XX年10月分 △△電力
水道料金	1,650円	150円	20XX年10月分 ◇◇水道
合計	2,750円	● 250円	

● 本精算書の保存をもって仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

官公庁の登録番号は記載不要

仕入税額控除の適用を受けるに当たり、売手の名称を帳簿に記載する必要があることから、名称を表示